安城市農業委員会議事録（定例会）

日　　時	令和２年１２月２２日（火） 開会　午後２時３０分 閉会　午後３時３０分
会　　場	安城市役所　第２３会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数　１４名 法第１８条による委員数　２８名
出席委員数	法第８条による委員数　１３名 法第１８条による委員数　２６名
欠席委員	神谷　誠委員、杉浦　泰昭推進委員、齋藤　卓推進委員
議長	会長　林　茂樹
事務局	岩瀬事務局長、村藤事務局課長、岡田課長補佐、中野係長 市川主査、細井主査、曾我主事、石川主事
議事録署名者	９　　杉浦　和彦　委員 １１　岩瀬　正則　委員

会議の記録

午後２時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名
議事録署名者は　９　杉浦　和彦委員　１１　岩瀬　正則　委員
また、欠席者は　５　神谷　誠委員　　１７　杉浦　泰昭推進委員
２７　齋藤　卓推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□　日程第１　第４８号議案　農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第４８号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号３９～４０の計２件です。申請内容は、売買が２件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが２件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが２件です。
下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。申請面積につきましては、田６，１９７㎡です。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第２　第４９号議案　農地法第４条の規定による申請について及び日程第３　第５０号議案　農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第４９号議案農地法第４条の規定による申請についてご説明申し上げます。
今回の申請は、受付番号７～９の３件で、転用目的は農家住宅が１件、駐車場が１件、駐車及び駐輪場が１件です。申請面積は、田３５８㎡、畑３３２㎡、合

計６９０㎡です。

続きまして、日程第３第５０号議案農地法第５条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１３８～１５７の２０件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が８件、保育園建設のための造成工事が１件、駐車場が３件、住宅の排水施設が１件、物流倉庫が１件、工場が１件、運動場が１件、排水管の埋設が１件、駐車場及び駐輪場が１件、粘土採掘場が１件、赤土採掘場が１件です。面積につきましては、田３７，２１２㎡、畑６，６３１．１９㎡、合計４３，８４３．１９㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号１４５です。

申請日は令和２年１２月７日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が渡人らの所有する農地を転用し、物流倉庫設置をするものです。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りした資料１のとおりです。市所有の水路の払い下げを受け、一体利用地として利用していく手続き中です。資料１の立地基準については資料２で確認いただけると思いますが、南側以外は１０ｈａを超える一団の農地の中にあり、第１種農地と判断しております。さらに、市内事業者の業務上必要な施設であり、南側の集落との接続が取れるため、許可相当の案件と考えております。

また、資料３の公図について、本申請は所有権移転と賃借権の設定が混在しておりますのであわせてご確認ください。事業期間につきましては、令和３年３月から着工し、令和３年１２月に完成する計画となっております。具体的な土地利用計画などについては、資料４をご覧ください。

周辺土地等に係る支障の有無についてですが、コンクリート等のブロックにて囲って盛土した上でメッシュフェンスを設置し、土砂や雨水の流出を防ぐ計画になっています。

排水計画について、汚水・雑排水は合併処理浄化槽により処理し、北側水路に排水します。雨水については敷地内側溝にて調整池に集水後、油水分離層を経由して汚水と合流し、北側水路に排水する計画となっています。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む４条、５条申請あわせて２３件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

説明案件以外の申請面積１，０００㎡以上の案件については、受付番号１３９、１４６、１４９、１５６、１５７です。別紙地図にて場所のご確認をお願いいた

します。
　なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、１２月１５日火曜日に中尾充紀委員と杉浦和彦委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。
　以上で説明を終わります。

　議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第４　第５１号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

　上記の議題について石川主事から次のとおり説明があった。

　日程第４第５１号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。
　今回の申請は、受付番号２４から２８の５件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田２４，９３６㎡です。
　本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。
　以上で説明を終わります。

　議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第５　報告第１２号　専決処分について

　上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

　日程第５報告第１２号専決処分についてご報告いたします。
　始めに、農地法第４条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１５の１件です。転用行為は駐車場の設置です。面積は、田４０６㎡となっております。
　続きまして、農地法第５条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号５１から６２までの１２件です。転用行為別にみますと、サービス付高齢者向け住宅の建築が１件、専用住宅の建築が２件、共同住宅の建築が５件、住宅の建築が４件です。面積は、田６，８５９㎡、畑８８８㎡の合計７，７４７㎡

となっております。
農地法５条の申請の中Ｎｏ．５３～５６まで同じ土地の申請となっております。こちらは、アパートが建っており、その部屋一室一室に対して地上権設定を行っているケースとなっております。その為、転用行為といたしましては共同住宅を建築した際に行った行為のみとなっております。こういった申請は、登記が田のまま変更されておらず、農地転用申請にて所有権移転を行うケースの場合に起こります。登記が農地のため、このような申請がなされました。
続きまして、農地法第１８条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１０９から１１８までの１０件です。解約事由別にみますと、売却するためが４件、収用のためが２件、利用権を設定するためが１件、自作するためが２件、転用するためが１件です。面積は、田２４，６８１．７４㎡となっております。
続きまして、取下願書についてご説明申し上げます。この手続きは、許可処分をする前に願出により、その申請を行わなかったものとすることです。今回の申請は、受付番号１３６の１件です。取下事由としましては、申請地を利用せず、既存駐車場側から駐車場拡張工事を進める計画に変更したためです。面積は、田１８９㎡です。
続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号６の１件です。変更の事由としましては、新規採掘場を追加し、同時に今まで通路として利用していた部分を継続利用及び採掘場として利用するため、許可期限を１年４ヶ月延長するためです。面積は、田８，７３３㎡となっております。
続きまして、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、７件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。面積は、田３４，４１９㎡、畑４，０３５㎡、合計３８，４５４㎡です。
最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号５の１件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田１６６㎡となっております。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、議長は協議・依頼事項に従い、下記のとおり議案を上程

・農用地利用計画変更申出について

上記の議題について、市川主査から次のとおり説明があった。

これは令和２年１１月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。今回の申出の内訳は、農用地区域への編入が１件、８５３㎡、農用地区域からの除外が８件、２４，４３７㎡でした。

編入につきましては店舗への転用計画がなくなったことによる申し出です。除外の目的別に見ますと、分家住宅の建築が３件、農家住宅の建築が１件、店舗が１件、店舗及び住宅が１件、物流倉庫が１件、携帯電話基地局が１件の合計８件の申し出となっています。それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、１，０００㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については本日資料をお配りしておりますのでご確認ください。

なお、現地調査につきましては、１２月１５日火曜日に中尾充紀委員と、杉浦和彦委員にお願いし、実施いたしました。

これらの案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について次のとおり説明があった。

１　認定農業者の認定について

上記の報告事項について柴立主事から次のとおり説明があった。

認定農業者の認定について説明させていただきます。資料１の１ページをご覧ください。認定農業者の認定状況になります。各年１月１日現在の数値が表示されております。令和３年度認定農業者数は、令和２年度の１５０人から５人減となりまして、１４５人となります。増減の内容につきましては、新規認定で６人増、認定期間満了・不更新により３人減、取消・経営移譲等により８人減、１５０＋６－３－８で１４５人となります。認定農業者数の内訳の累計は下記のとおりとなります。令和３年１月１日現在で、合計１４５人の認定農業者数の内訳になります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

２　認定新規就農者の認定について

上記の報告事項について天野課長補佐から次のとおり説明があった。

私から認定新規就農者の認定についてご報告をさせていただきます。２ページの資料２をご覧ください。

認定新規就農者とは、新規で農業経営を始めた又は始める予定の農業者のうち、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に定められた「青年等就農計画」という、経営開始から５ヶ年の事業計画を市に提出し、その計画が実現可能なものであること、また市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想上の基準に適すると認められた者のことです。

今回、令和元年１２月、令和２年２月、６月に青年等就農計画の申請があり、それぞれ翌月の安城市地域担い手育成総合支援協議会で申請内容について意見聴取をさせていただきましたところ、適当であると認められ、認定された方が５名いらっしゃいましたので、順にご紹介させていただきます。

１人目は令和２年１月１日に認定された●●にお住まいの●●様です。営農類型は露地野菜で、主にタマネギやナスを栽培されています。

２人目は同じく令和２年１月１日に認定された●●にお住いの●●様です。営農類型は同じく露地野菜で、●●にて主にネギやブロッコリーを栽培されています。

３人目は令和２年３月１日に認定された●●にお住いの●●様です。営農類型は露地果樹で、梨を栽培されています。

４人目は令和２年３月１日に認定された●●にお住いの●●様です。営農類型は露地果樹で、梨を栽培されています。

５人目は令和２年７月１日に認定された●●にお住いの●●様です。営農類型は露地果樹で、イチジクを栽培されています。

今回の認定で、安城市での認定新規就農者は、資料に記載のとおり累計で１５名となりました。

以上が、簡単ではありますが、認定新規就農者の認定についての報告となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

その他の連絡報告事項について、岡田課長補佐から次のとおり説明があった。

３　不耕作地・違反転用農地の指導結果について（資料３）でございますが、
まず、農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、長期間にわたる調査及び指導にご協力をいただき、大変ありがとうございました。本日は、その結果についてご説明をさせていただきます。
では、３ページ、資料３をご覧ください。
始めに、不耕作地につきましては、今年度は対象となる８６筆、５６，０６８㎡の所有者に指導文書を送付いたしました。このうち、指導により改善された面積は２９，２６７㎡でしたので、解消率は５２％でございました。一方、未改善の農地は２６，８０１㎡ですので、市内の総農地面積の３，６６８ｈａに対する未改善農地の割合は０．０７％という結果となりました。
あくまでも昨年度との比較による評価となりますが、指導対象の不耕作地の面積及び未改善の農地はともに減少しておりますので、良好な結果であったと言えるのではないでしょうか。
次に、８ページの真ん中あたりの、「今年度」と書かれた集計欄をご覧ください。
この表では、面積に加えて筆数でも昨年度との比較をすることができますが、筆数については、昨年度よりもわずかに減った程度ですが面積は２割以上減少しております。主な要因といたしましては、その下の田と畑の内訳を示す表からも分かるように、今年度は畑の指導対象農地が少なくなったということになります。本市では、近年は畑地の不耕作地が増加する傾向にありましたので、今年度の結果を今後も維持できるよう、畑・樹園地お見合いシステムの活用を促すなどの対応を積極的に図ってまいりたいと考えます。
なお、今の時点で改善、又はその見込みが確認できなかった農地、すなわち、４ページから８ページまでのリストの一番右の列の、「指導文書」という欄に「〇」が記載されたものにつきましては、その後の状況を１月中に再度事務局で確認した上で、状況が変わらなければ、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づきまして、市長名で再度所有者あてに指導文書を送付いたします。そして、本日の報告をもって今年度の農地パトロールの強化期間はいったん終了しますが、農業委員会にとってこうした活動は、当該期間の内外を問わずいつでも行うべき業務でもあります。したがいまして、なお改善がなされない現場につきましては、今後も引き続き監視と指導を続けてまいりますので、委員の皆様におかれましてもご協力をお願いいたします。
では、再び３ページに戻っていただきまして、次に（２）の違反転用農地につきましては、今年度は９９筆、８０，６５９㎡で、違反転用率にして０．２１％でしたので、いずれも例年とほぼ同様の結果となりました。
違反転用農地につきましては、この農地パトロールの期間内だけで解消に結

び付けるのは中々難しい状況にあります。したがいまして、こうしたものに対し、地道に指導を続けることはもちろんですが、事務局といたしましては、ここ数年のように、できるだけ新たな違反転用を増やさないようにするということにも留意してまいりたいと考えております。

なお、今年度の活動に対する手当てにつきましては、予算の範囲内で額を調整の上、１月中を目途にお支払いをさせていただく予定でございます。

この件についての説明は以上でございます。

続いて、４　各地域における土地利用協議会の運営等の現状に関する調査結果についてでございますが、別に本日お配りいたしました、同じ題名の付いた資料４とあるＡ３二つ折りのものを手に取っていただき、その１ページをご覧ください。

先月の農業委員会におきまして、各地域では大規模な転用の申請があった際などに、複数の関係者が話し合って対処する体制が整っているかどうか、ということなどについて調査をさせていただきました。うち、ご回答をいただいた分についての結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

まず、「１」としまして、会議開催のルールを規約等の書面で定めた、「土地利用協議会」など、呼び方は様々ですが、こうしたものがあると答えられらた地区は、ご覧の表のとおり７地区ございました。この表の見方ですが、「会議開催のルール」とあるのは、それぞれの地区の規約などの書面に記されていることを要約したものでございます。そして一番右の列には、過去に実際に協議された事例などが記載してあります。

次に、２ページの下の方をご覧いただきまして、「２」は、決まりのある組織はないものの、必要に応じて複数、つまり２人以上の関係者が話し合うことができるという地区で、これが１１地区ございました。表の右側の欄には、協議の方法や過去の事例などが記載してございます。なお、話合いというのは何も会議を開く場合に限りませんので、例えば電話などで、前任の委員に考え方を尋ねていると回答された場合も、ここに含めております。

次に、４ページをご覧ください。真ん中辺り、「３」は、以上のような話合いを行う仕組がない、又は不明であると回答された地区で、８地区ございました。しかしながら、もう一つの設問で、そうした状況で困ったことはありますか、という問いに対しましては、いずれの地区の方も「ない」と回答をされていますので、早急に土地利用協議会などを作らなければならい状況にはないようです。

調査の結果については以上でございますが、この資料は、皆様には本日必ずお持ち帰りをいただきまして、今後の業務の参考にしていただきますようお願いします。なお、各地区の規約などは事務局で保管しておりますので、他の地区のものを参考にしたいという方がいらっしゃいましたら、お申出いただければと

思いますし、もちろん、直接その地区の委員さんに話を聞いていただき、情報交換を行うことなどもお勧めいたしたいと思います。
　続いて、５　配付物についてですが、今月就任されました荒木推進委員の情報を追加した推進委員の名簿をお配りいたしましたので、以前お配りした薄緑色の表紙の付いた手引きの中にある名簿と差し替えてご利用いただきますようお願いします。
　最後に、６　次回予定についてですが、１月２２日（金)午後１時３０分から安城市役所第１０会議室にて運営委員会、午後２時３０分から第２３会議室にて定例会、午後３時３０分から第２３会議室研修会を開催する予定でございます。なお、来月の研修会では、名古屋市の愛知県農業会議から講師をお招きしまして、農業者年金に関する講義をしていただく予定でございます。
　連絡・報告事項については、以上でございます。

　議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

〇石川　和明推進委員

　ちょっと前に戻って申し訳ないのですが、認定農業者のところの資料についてですが、他の会議でも以前にこんな質問をさせていただいておりますが、取消のところの経営移譲等というところが、経営移譲されて、減ってるのかと思いますが、ここの会もそうですが、農協の理事さん等もそうですが、認定農業者の位置付けということが、明確にされている中で、こういった業務について、事務局として、認定農業者の継続を依頼していくような成果があったかどうかお聞きしたいです。

〇中野係長

　経営移譲等によりまして、取消をされたいという意向に対して、何とか継続をしていただきたいというような働きかけは行っていないです。認定農業者というのは、認定を受けることによって様々なメリットを受けられるところがあるんですけれども、農家さんのご判断にお任せしているところでございます。たとえば、不更新という方も３名いらっしゃいますが、農業を続けられますけど、認定農業者の認定は必要ないという方もいらっしゃいますので、特にそういった働きかけは今のところ行っていません。

〇石川　和明推進委員

そのへんのところがですね、ずっと以前にも愛知県は１軒に１人だという中で、県外のところだと、親子だったり夫婦だったりを認定農業者という位置付けがあります。今ルール上こういうことができるようになったので、無理矢理止める必要はないのかと思いますが、ある程度アドバイス的な誘導をしていくことが、農業委員会であったり、組織の位置付けをされている中で必要なのではないかと思いますので、一端においてもらえるといいかなと思います。

○中野係長

ありがとうございます。ご意見として参考にし、今後考えていきたいと思います。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後３時３０分、議長は閉会を宣する。